

益田市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日(木) 午後1時30分～午後3時30分

2. 開催場所 益田市役所 大会議室

3. 農業委員(出席15名)(欠席1名)

1 番 又賀 保(出)	2 番 大畑 美里(出)	3 番 須藤 寿人(出)
4 番 吉村 太(出)	5 番 大庭 清(出)	6 番 齋藤 浩文(出)
7 番 御神本康一(出)	8 番 田中 綾(欠)	9 番 佐原 晃子(出)
10 番 領家 耕一(出)	11 番 松本 幸夫(出)	12 番 谷本 大輔(出)
13 番 柳田 継男(出)	14 番 豊田 志摩(出)	15 番 宮川 有衣(出)
16 番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席20名)(欠席3名)

1 番 増野 六彦(出)	2 番 三輪 昌義(出)	3 番 澁谷 記幸(出)
4 番 澤江 浩一(出)	5 番 山根 健治(出)	6 番 寺戸 康人(出)
7 番 三浦 尚人(出)	8 番 田原 勝美(出)	9 番 野村 浩三(欠)
10 番 寺戸豊太郎(欠)	11 番 ー	12 番 河野 正憲(出)
13 番 青木 伸爾(出)	14 番 中村 敏幸(出)	15 番 椋木 昭雄(出)
16 番 長谷川孝明(出)	17 番 豊田 繁雄(出)	18 番 中島秀一郎(欠)
19 番 宮内 英之(出)	20 番 椋木 孝光(出)	21 番 岡崎 定佳(出)
22 番 渡邊 豊孝(出)	23 番 河野 光好(出)	24 番 三浦 和顕(出)

5. 提出議案

議第48号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第49号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第50号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第51号	農地でないことの確認について
議第52号	農用地利用集積計画の決定について
議第53号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
議題54号	令和5年度事業実績及び収支決算報告について
議題55号	令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
報第35号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第36号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第37号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第38号	農地の埋立届出について
報第39号	公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
報第40号	利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 11 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、14 番の豊田志摩委員、15 番の宮川有衣委員、よろしくお願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が 8 番田中綾委員、農地利用最適化推進委員が 9 番の野村浩三委員、10 番の寺戸豊太郎委員、18 番の中島秀一郎委員です。 それでは、「議第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 久城町
事務局	本件は、3 条の無償移転に係る許可申請です。 土地の所在は、久城町の田 2 筆、915 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難なため、譲り受け事由は親族から引き継ぎ申請地を譲り受けて、耕作するためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 4 月 14 日に大畑委員と行いました。現地は久城町の〇〇のすぐ下にある農地でございます。周辺は最近耕作がされておらず、荒廃している状況です。この田につきましては最近管理されていた様子がありました。この度の譲り渡しは親子関係にありまして、母親の方から娘に譲るということでございます。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	2 番 白上町
事務局	本件は 3 条の有償移転に係る許可申請です。 土地の所在は、白上町の畑 5 筆、2,024 平方メートルです。譲り渡し事由は、相続財産の清算のため、譲り受け事由は申請地の隣接地に居住し、耕作するためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
豊田志摩委員	14 番豊田です。現地確認は 4 月 16 日に岡崎推進委員と行いました。申請地は〇〇より南東に 300 メートルほどのところですが。現在申請地には雑草が生え、荒廃している状態でした。申請は〇〇さんが亡くなられた〇〇さんの相続財産を譲り受けるというもので、今回その申請地に隣接する住宅も一緒に譲り受けるそうです。今後、梅・柿・李を植え、管理していかれるそうです。

西川友史会長	許可要件もクリアしており、特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。 本日の 3 条の申請につきましては以上 2 件でございます。 ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、またご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、「議第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 49 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 横田町
事務局	土地の所在は、横田町の畑 1 筆、56 平方メートルです。都市計画区域外で農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断します。転用目的は駐車場で転用許可該当状況は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は地下浸透です。既に完了しているため、資金証明の添付はありません。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
領家耕一委員	10 番領家です。現地確認を 4 月 22 日に青木推進委員と行いました。〇〇さんは〇〇に住んでおられて、相続した際に駐車場として使用していた土地が農地であることを知り、今回の手続きとなったようであります。始末書等によりますと約 40 年前からこの状態であったというように記載があります。また土地改良区からの意見書も添付されているようで仕方がないと思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	2 番 喜阿弥町
事務局	土地は喜阿弥町の畑 1 筆、158 平方メートルです。都市計画区域外で農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたします。転用目的は宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。排水は既存の側溝に流します。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
柳田継男委員	13 番柳田です。現地確認は 4 月 22 日に宮内推進委員と行いました。申請理由は住宅を新築するために土地の調査を行ったところ、畑であることが分かったためです。始末書や土地改良区からの意見書も添付されていますので、

西川友史会長	特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。 本日の 4 条申請は以上 2 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら「議題 49 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 50 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議第といたします。 1 番 土井町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は土井町の田 2 筆、735 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地調査を 4 月 14 日、又賀委員と行いました。申請地は土井町の〇〇の近くです。申請理由は個人住宅を建てるため、排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝に流します。適当であると判断しました。
西川友史会長	2 番 高津一丁目
事務局	本件は、賃貸借権に係る許可申請です。土地の所在は、高津一丁目の畑 1 筆 559 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は資材置き場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については通帳の写しが添付されています。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
須藤寿人委員	3 番須藤です。現地確認は 4 月 21 日に澁谷推進委員と佐々井事務所の佐々井書士さんと 3 人で行いました。現地は〇〇の裏手にある、畑や家が混在している場所の中ぐらいです。〇〇さんはこの度独立されて、事業を起こすにあたり実家のすぐそばの〇〇さんの土地に、資材置き場を設けたいということでした。〇〇さんは〇〇さんのお家と好意にされている方だそうです。実家のすぐそばなので、色々問題が出てきても大丈夫だと思います。土地改良区の意見書も添付されていますので特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	3 番 遠田町

事務局	本件は所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、遠田町の畑 1 筆 140 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたします。転用目的は駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 4 月 15 日に澤江推進委員と行いました。場所は〇〇から抜ける道路の中腹ぐらいにあります。この場所は現状が農地として利用されていない更地になっている状態で、面積も小さいので、農地としてそのまま残すよりは駐車場にされる方がいいと判断します。以上です。
西川友史会長	4 番 安富町
事務局	本件は所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、安富町の田 5 筆 3,382 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたします。転用目的は駐車場及び回転場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。
領家耕一委員	10 番領家です。現地確認を 4 月 24 日に青木推進委員と羽柴行政書士さんで行いました。場所は〇〇の〇〇に隣接する土地であります。約 4 年前に今回の申請地と〇〇との間を転用されておりまして、倉庫など建っておるわけですが、今回におきましても特別な事情はなく、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	5 番 白上町
事務局	本件は所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、白上町の田 2 筆 296 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたします。転用目的は駐車場及び回転場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。
豊田志摩委員	14 番豊田です。現地確認は 4 月 16 日に岡崎推進委員と行いました。申請地は〇〇より、北西に 400m くらいのところですが。申請地は現在、一部原野化し、一部は畑として利用されています。今回〇〇さんが申請地を譲り受けて駐車場と回転場を設けたいそうです。隣接地への影響はないと思いますし、土地

	改良区の意見書も添付されています。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	本日の 5 条申請は以上 5 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら「議題 50 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 51 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。
事務局	1 番 虫追町 申請地は虫追町の 1 筆 555 平方メートルです。耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから非農地証明願が提出されたものでございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。
豊田志摩委員	14 番豊田です。現地確認は 4 月 21 日に椋木推進委員と行いました。申請地は〇〇より〇〇を上がっていく途中のところですが、現地確認に行きましたが、周辺は山林化しており現地を確認できる状況ではありませんでした。農地への復旧は不可能なのでやむを得ないと思います。
西川友史会長	2 番 美都町都茂
事務局	申請地は美都町都茂の合計 6 筆 3,136 平方メートルです。昭和 50 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
佐原晃子委員	9 番佐原です。4 月 16 日に河野推進委員と現地確認を行いました。 〇〇を〇〇の交差点から上がって、〇〇に向かって 1 キロメートルくらい行った山の中になります。ここは造林事業のために一部木を伐採しておりますが、山林の中ですので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
西川友史会長	本日の非農地申請は 2 件でございますが、ただいまの事務局の説明また、担当地区委員から調査報告がございました。お気づきの点やご意見等ありましたらお出しいただきたいと思います。 (なしの声) ご意見は無いようでございますので、「議第 51 号 農地でないことの確認について」は承認の扱いとさせていただきます。

	続きまして、「議第 52 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が 4 件、再設定が 6 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 25 件、再設定が 0 件の合計 35 件です。 議事参与の委員がおられますので、まず最初にその番号から行いたいと思います。 整理番号 9 番の佐原委員さんが対象でございます。退出をお願い致します。(佐原委員退出) それでは事務局の説明をお願い致します。
事務局	申請地は、美都町山本の田 2 筆 1,901 平方メートル平方メートルです。5 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして担当地区推進委員さんの調査報告をお願い致します。
河野正憲委員	美都地区の河野です。〇〇さんは今まで利用権を設定しておられましたけど、耕作者の方が高齢になられたということで、耕作面積を減らしたいということから、使用貸借の合意解約をされました。引き続き〇〇さんは利用権設定をしたいということから、この周辺で耕作をされている〇〇さんをお願いし、このたび新規契約を行うものです。
西川友史会長	ただいま 9 番につきまして、事務局また推進委員さんから説明がございました。何かお気づきの点がございしますか。 (なしの声) そういたしますと、整理番号 9 番については承認の扱いとさせていただきます。 そういたしますと 1 番から参ります。
事務局	1 番 染羽町 申請地は、染羽町の畑 1 筆 136 平方メートルです。2 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
増野六彦委員	染羽町の畑ですが、場所は〇〇の南側、〇〇にありまして、借り手の家のそばにあります。以前から耕作しておられまして、今回貸し手の〇〇さんと利用権設定の合意をしたということで、問題ないと思います。
西川友史会長	6 番 喜阿弥町
事務局	申請地は喜阿弥町の田 2 筆 2,202 平方メートルです。10 年の使用貸借権設定です。

西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
宮内英之委員	推進委員の宮内です。貸し手の〇〇さんは昨年までご自身で管理をしておられましたが、体調がすぐれないということで、ご近所に住まれる〇〇さんに管理をお願いされたということでございます。〇〇さんはご自身のたんぼ 50 アール程度作付けをしていらっしゃいます。すでに会社も退職されまして、弟さんと一緒に農地の管理を一生懸命されておられますので、別段問題ないと思います。
西川友史会長	10 番 匹見町道川
事務局	申請地は、匹見町道川の田 2 筆 1,229 平方メートルです。 4 年 11 ヶ月の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
三浦和顕委員	三浦です。昨年までは耕作されていたんですが、本人の体が弱まりまして、道具を全部売り渡したので、何もできないということで〇〇さんをお願いされました。
西川友史会長	利用権設定につきましては以上 10 件でございます。再設定も含めまして、お気づきの点がございましたら、お出しいただきたいと思います。 よろしいでしょうか。 (はいの声) そう致しますと議第 52 号利用権設定の関係につきましては、承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、一括方式に入らせていただきます。 これも議事参与の委員がおられます。8 番～21 番大庭委員が対象でございます。退出をお願いします。(大庭委員退出) 8 番から 21 番 下種町
事務局	申請地は、下種町の田 21 筆 15,065.96 平方メートル及び種村町の田 16 筆 21,360 平方メートルです。7 年 11 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
田原勝美委員	種地区推進委員の田原です。8 番から 21 番の案件ですが、今まで相対で契約していましたが、満期に伴いまして、このたび中間管理機構を利用するものです。問題ないと思います。
西川友史会長	事務局また、推進委員の説明がございました。お気づきの点ございますか。 (なしの声) よろしいでしょうか。そうしますと承認の扱いとさせていただきます。 1 番 高津二丁目

事務局	申請地は、高津二丁目の田 1 筆 1,064 平方メートルです。 4 年 8 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
澁谷記幸委員	〇〇さんは高齢のため、奥さんの方から中間管理機構へ預けたいということで、この辺りを耕作している〇〇さんにお問い合わせされました。
西川友史会長	2～3 番 遠田町 借り手が同じなので一括
事務局	申請地は、遠田町の田 2 筆 1,711 平方メートルです。 4 年 8 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
澤江浩一委員	安田地区の澤江です。2 番 3 番についてですが、両案件とも所有者以外の方が、耕作されていましたが、高齢で耕作はできなくなったということで、隣接で耕作しておられます〇〇さんが中間管理事業を活用して耕作するということで、別に問題はありません。
西川友史会長	4～7 番 遠田町 借り手が同じなので一括
事務局	申請地は、遠田町の田 5 筆 8,194 平方メートルです。 6 年 8 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
澤江浩一委員	安田地区の澤江です。4 番、5 番につきましては所有者以外の方が耕作しておられましたが、耕作ができなくなったということで、〇〇さんが耕作するということでございます。6 番 7 番については今まで所有者が耕作しておられましたが、耕作ができないということで、〇〇さんに耕作をお願いするということで、中間管理事業を活用されるものでございます。
西川友史会長	22～23 番 下種町 借り手が同じなので一括
事務局	申請地は、下種町の田 7 筆 5,040.48 平方メートルです。 3 年 11 ヶ月の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
田原勝美委員	種地区推進委員の田原です。22～23 番これも今まで相対で契約していましたが、このたび中間管理事業を利用されるものです。問題ないと思います。
西川友史会長	24 番 下種町
事務局	申請地は、下種町の田 1 筆 622 平方メートルです。 3 年 11 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。

田原勝美委員	種地区推進委員の田原です。24 番につきましても、契約の期限に伴いまして中間管理事業に変更するものです。問題ないと思います。
西川友史会長	25 番 横田町
事務局	申請地は、横田町の田 8 筆 11,341 平方メートルです。 4 年 8 ヶ月の賃貸借権及び使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
青木伸爾委員	横田、安富地区推進委員の青木です。所有者の〇〇さんはこのたびこの土地を相続されました。1973 番 1 の土地は以前は〇〇の〇〇が耕作していましたが、遠距離のため解約され、このたび中間管理事業を使って借受人の〇〇さんに耕作を依頼されたということです。もう一つ 1935 番の方は以前から〇〇さんが耕作されていましたが、このたび中間管理事業を利用されるということです。耕作人の〇〇さんはこの周りも沢山耕作しておられて特に問題ないと思われます。
西川友史会長	本日の一括方式でございますが、再設定合わせまして 28 件ございます。皆さん方でお気づきの点ございましたら、お出しいただきたいと思います。
佐原晃子委員	25 番、26 番の横田町の田んぼですが、両方貸し人と借り人が一緒だと思うんですけど、賃貸借と使用貸借で何か対応が違うのですか。
青木伸爾委員	以前からの契約は賃貸借、〇〇の方がやめられて新しく契約する方が使用貸借になります。
佐原晃子委員	ありがとうございます。
西川友史会長	他にございますか。 (なしの声) 無いようでございます。そうしますと、議第 52 号一括方式についても承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 53 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします
事務局	資料に沿って説明
西川友史会長	ただいま事務局から説明がございました。必須業務として最適化活動ということでございます。さきほど説明があったように最適化の活動と集積化の活動を逆転して、報酬の方も最適化の活動に重きを置いておりますので、今言われたように農地パトロール等をやって、月に 13 日、一日 15 分でも 30 分でもよろしいですので活動していただけたらと思っております。この説明について何か聞きたいということがございますか。
吉村太委員	担い手の数字というのは契約書を結ばれた時点で発生する数字ですよ。契約なしの場合はこの数字に反映しないということですね。

事務局	そのとおりです。
吉村太委員	それと、親から相続して、今までやっていなかったが新規に始めたという場合は対象にならないということですね。
事務局	ここに載っています数字につきましては、相対契約又は公社契約で契約した数字がでております。それ以外はでてこない形になっております。
吉村太委員	数字だけを増やそうと思ったら、親から相続したものについても契約した方がいいということですか。
西川友史会長	それは経営移譲のことだと思うけど、それは経営移譲で機構等を通じて届け出をすれば、新規就農として子供が親の農地を経営移譲したときに、担い手であれば機構を通せば当然数字に上がってくるということよね。
事務局	そうです。
西川友史会長	ただ、担い手でなかったら、ただ単に普通の親から一反ほど譲り受けましたというだけじゃあ担い手の部分にはあがってこないということですね。担い手というところがみそなので。
吉村太委員	難しいですね。まあ、その人が農業に魅力を感じて農業をやっていこうというのであればフォローしてあげた方がいいのかなあと考えたんですけど。
西川友史会長	担い手が育つようフォローしてあげてほしいと思います。他にございますか。 (なしの声) そう致しますと「議題の 53 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は原案のとおりで進めさせていただきたいと思います。 続きまして「議第 54 号 令和 5 年度事業実績及び収支決算報告について」を議題といたします。事務局の方から説明をお願い致します。
事務局	資料に沿って説明
西川友史会長	令和 5 年度の事業の報告及び決算報告がございました。何かお気づきの点ございますか。 (なしの声) 特段無いようでございますので、そういたしますと、「議第 54 号 令和 5 年度事業実績及び収支決算報告について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 55 号 令和 6 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について」事務局の説明をお願い致します。
事務局	資料に沿って説明

西川友史会長	6年度の事業計画及び予算案の提案がございました。お気づきの点ございますか。
齋藤浩文委員	需用費についてご質問します。前年度から増えて65万3千円というご説明がありましたが、今年度からこうして総会でもタブレットの使用を推奨されて、皆さんお持ちですけど、全員がこのタブレットを使って総会をした場合、印刷代がどれくらい減るかというのは試算されていますか。
事務局	ペーパーレスに対する紙代ですが、年間約22万円ほど減額になる予定ではございます。ただ、初めて間もないので、当面紙も併用しながらということで、あまり効果は認められないのですが、前回の役員会でも出たのですが、実際皆さんでタブレットをご覧いただいている、非常に見づらい点とメモができないというネックがございます。今市の方で政策調整会議等でアプリを活用しながら、当局も会議を開催しているのですが、そのアプリを導入すると、年間27万円以上かかると。それをいうと逆に紙の方が安いということになってしまうので、今現在としてはこの形で進めさせていただけたらと考えております。
西川友史会長	よろしいですか。
齋藤浩文委員	はい。
西川友史会長	他にございますか。 最適化交付金はできるだけ皆さんがめいっぱい活動して取っていただかないことには予算が減ってくるということになるのかなと思いますので、できるだけ活動していただきたいと思います。また、先ほど前年の農業者年金の加入があったということでございます。この農業者年金の加入は難しいことでございまして、谷本委員に推進加入部長を頼んで活動してもらっているわけですが、もし、皆さん方の周りで一人でもそういった対象者がおられれば谷本加入推進部長に連絡をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。 この案件はよろしいでしょうか。 (はいの声) そう致しますと「議第55号 令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)について」も承認の扱いとさせていただきます。
西川友史会長	そう致しますと議事の方は以上で終了でございます。続きまして報告事項の方に入らせていただきます。報第35号から順に事務局の方から報告をお願い致します。
事務局	「報第35号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」 届出件数は、28件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は5件です。 「報第36号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について」 届出件数は、3件です。解約理由は、1番、2番は賃貸人が耕作を中止する

西川友史会長	ため、3 番は農地中間管理事業を利用するためそれぞれ賃貸借の合意解約が成されたものです。 「報第 37 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」 届出件数は 5 件です。解約理由は、1 番から 4 番は農地転用を行うため、5 番は使用借人が高齢により耕作困難となったためそれぞれ合意解約がなされたものです。 「報第 38 号 農地の埋立届出について」 届出件数は、1 件です。赤雁町の 1 筆 1,435 平方メートルです。埋立後は畑として利用されます。 「報第 39 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について」 届出件数は 1 件です。申請地は、匹見町落合の田 3 筆 5,434 平方メートルです。事業施行者は島根県益田県土整備事務所です。 「報第 40 号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について」 所在地は、種村町の 419 筆 計 187,663.37 平方メートル、下種町の 306 筆 計 136,477.87 平方メートル、合計 725 筆 324,141.24 平方メートルでございます。 今回の非農地判断を行った農地は、種地区の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者 140 名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。 対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。 報告は以上でございます。 ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。 それでは無いようですので第 11 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。 以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。 会 長 14 番 15 番
---------------	--